## 和歌山県監査委員事務局障害者活躍推進計画

令和2年4月1日

和歌山県代表監査委員

本計画は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)第 7 条の 3 の規定に基づき、和歌山県代表監査委員が作成する障害者活躍推進計画である。

機関名	和歌山県監査委員事務局
任命権者	和歌山県代表監査委員
計画期間	令和2年4月1日~令和5年3月31日 (3年間)
和歌山県監査委	和歌山県監査委員事務局においては、職員は、独自に募集・採用するのではなく、
員事務局におけ	知事部局からの出向により配置されている。職員定数が 23 人の小規模な機関であ
る障害者雇用に	り、障害のある職員が配置されても個別に対応できるため、これまで組織的な体制
関する課題	整備は特段行ってこなかった。
目標	
①採用に関する	○障害者雇用の推進に関する理解を促進する。
目標	
②定着に関する	○配置されれば、不本意な離職を生じさせない。
目標	
取組内容	
	○障害者雇用推進者として事務局長を選任する。
	○障害のある職員の相談窓口として各所属の副課長を位置付け、相談体制を明確化
1. 障害者の活躍	する。
を推進する体制	○人事異動により、新たに障害のある職員が配置される所属には、本人の了解を得
整備	た上で、配置予定所属と障害特性や必要な配慮についての情報を事前に共有し、
	必要に応じて、庁内外の関係機関と連携し、適切な支援や配慮を切れ目なく講じ
	ていけるようにする。
2. 障害者の活躍	○障害により従来の業務遂行が困難となった職員から相談があった場合は、必要に
の基本となる職	応じて、庁内外の関係機関に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創
務の選定・創出	出について検討する。
3. 障害者の活躍 を推進するため の環境整備・人事 管理	○相談窓口への相談のほか、面談等様々な機会において、障害のある職員に対して
	は、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、
	継続的に必要な措置を講じる。
	○なお、措置を講じるに当たっては、障害のある職員からの要望を踏まえ、過重な
	負担にならない範囲で適切に実施する。
	○職員の障害に関する理解促進・啓発のため、障害理解に関する研修を職員全員が
	受講できるよう、毎年継続して研修を実施する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24
	年法律第50号)に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の
	場の拡大を推進する。